

表5 看護助手は夜勤をしているか〔複数回答〕

	三交替の 準夜勤帯	三交替の 深夜勤帯	二交替の 夜勤帯	当 直	早出・遅出	行っ て い ない	看護助手 はいない	無回 答 ・不 明
一般病院(2204)	5.1%	3.9%	5.0%	4.1%	32.1%	40.4%	15.1%	5.1%
精神病院(187)	31.0	31.6	11.8	15.0	18.7	27.3	5.9	4.3
老人病院(170)	13.5	14.7	34.7	22.9	15.3	15.3	2.9	2.4

()内は回答病院数

この項での「平均額」は看護職1人あたりの平均値(加重平均)である。

三交替の準夜勤手当は平均2,875円、深夜勤手当は平均3,499円である《統計表第73、74表》。前回調査と比較して、準夜勤手当は金額で664円、30.0%のアップ、深夜勤手当は831円、31.1%の

アップである。

二交替の夜勤手当は平均7270円である《統計表第75表》。

当直の夜勤手当は平均6655円である《統計表第76表》。前回調査と比較して、金額で1001円、17.7%のアップである。

V 労働時間

1. 週所定労働時間

《表6》は、週所定労働時間(看護職員1人あたり平均時間)の推移を示したものである。一般労働者と比較して長いものの、徐々に短縮してきたことが読み取れる。

適用される看護職員数の比率で見た場合、週所定労働時間が40時間未満である者は23.1%、44時間以上である者は14.1%である《統計表第114表》。

表6 週所定労働時間の推移

(看護職員・労働者1人あたり)

調査 年次	看護職員 ¹⁾		一般労働者 ³⁾
	病院	(再掲)国公立 を除く病院 ²⁾	
1983	平均43.0時間	42.6	41.7
1987	42.3	41.7	41.7
1991	41.2	40.8	40.3

- 1) 調査年次・対象等については表7に同じ
 2) 国立、自治体(都道府県・市町村)立をのぞく病院
 3) 労働省「賃金労働時間制度等総合調査」による

2. 超過勤務時間

1991年9月について、非管理職の超過勤務時間を調査した。看護職員1人あたり平均時間を算出したところ、病棟勤務者で平均8.9時間(超過勤務があった病院のみでは9.3時間)、外来勤務者では6.3時間(おなじく7.0時間)、手術室勤務者では16.3時間(おなじく16.6時間)である《統計表第116~118表》。

前回調査と比較して、いずれの部署でも超過勤務時間の延長が見られた。その時間は、病棟では26分、外来では31分、手術室では13分である。

3. 週休

週休制度については、「月2回週休2日」である病院が増え、「週休1日半」である病院が減少した。

《表7》は、調査回答病院に勤務する看護職員総数に対する週休制度の適用看護職員の比率を示

1991年病院看護基礎調査

表7 週休2日制の状況 (適用労働者数)

調査年次	計 %	週休1日	週休1日半	週休2日制				その他	無回答・不明	
				完全	月3回	隔週または月2回 ¹⁾	月1回			
病院 ²⁾	1985	100.0	8.1	38.2	2.2	0.3	3.4	40.9	5.3	0.8
	1987	100.0	5.2	28.6	1.8	0.4	26.8	35.2	—	2.0
	1989	100.0	3.8	24.5	2.7	0.3	41.6	19.6	3.5	4.0
	1991	100.0	1.7	14.0	5.8	2.0	56.5	16.7	—	3.3
(再掲)民間病院 ³⁾	1985	100.0	12.8	49.7	6.1	1.5	6.3	16.1	7.0	0.5
	1987	100.0	11.3	50.0	4.3	0.9	9.4	21.1	—	3.0
	1989	100.0	5.5	44.0	6.1	0.7	17.3	17.2	5.5	3.6
	1991	100.0	2.9	27.2	7.7	1.9	31.3	25.3	—	3.7
民間企業 ⁴⁾	1989	100.0	16.4	0.8	36.9	10.5	23.4	12.0	0.1	—
	1991	100.0	7.6	0.7	45.9	12.7	22.7	10.2	0.1	—

1) 隔週または月2回：4週6休を含む

2) いずれも本会調査による。調査年次1985年：会員実態調査，1989年：看護職員実態調査，1987年・1991年：病院看護基礎調査。病院看護基礎調査については、適用看護職員数を算出。

3) 民間病院：学校法人・医療法人・個人・会社・公益法人・その他の法人

4) 労働省「賃金労働時間制度等総合調査」(1989年・1991年)

したものである。調査時点では一般労働者と比較して「完全週休2日制」の導入がかなり遅れていたことがわかる。民間病院については、「会社」立病院を中心に「完全週休2日制」の導入がなされている例もあるが、「週休1日半」「月1回週休2日」の比率が高い《統計表第19表》。

なお、今回の調査後、1992年より国家公務員について「完全週休2日制」が適用されるなど、状

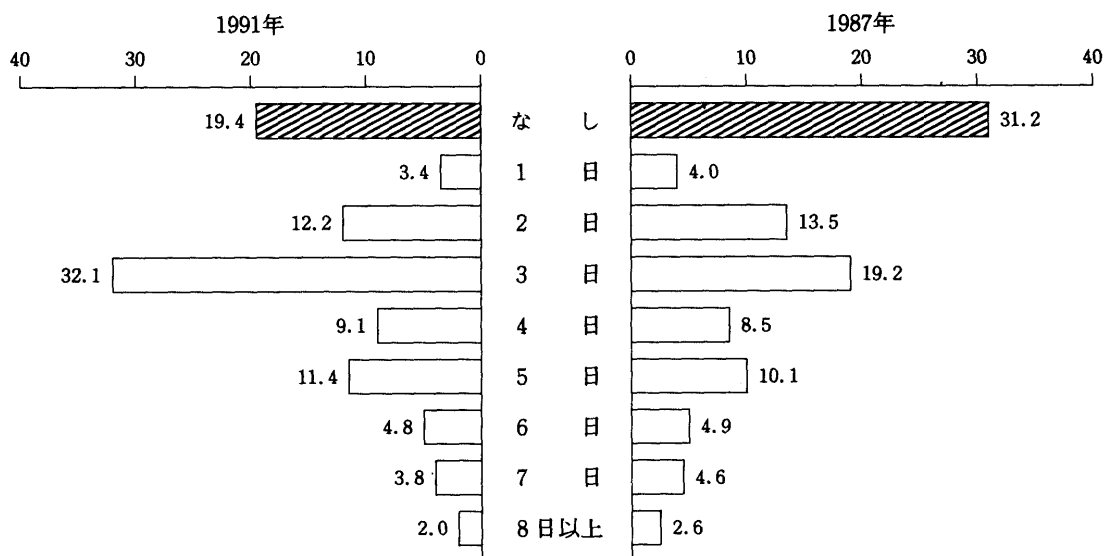
況は改善されつつある。

4. 年次有給休暇

年次有給休暇の付与最高日数は、「20日」が最も多く79.3%である《統計表第121表》。

看護職員1人あたりの年間平均有給休暇利用日数は、10.9日である《統計表第122表》。この値は前回調査より0.4日短くなっている。

図9 夏期特別休暇のある病院 (%)



5. 夏期特別休暇

1日以上の夏期特別休暇を与えている病院は

78.9%で、前回調査より11.4ポイント増加した《図9》。夏期特別休暇を与えている病院について、平均日数は3.7日である《統計表第123表》。

VI 母性保護・育児支援・介護休暇

1. 出産者比率

調査回答病院では、1990年度に女性看護職員の5.1%にあたる出産者があった。出産者の比率は前回調査(6.2%)より低下した。

病院設置主体別にみて、出産者比率が6%を超えるのは、「都道府県」「市町村」「厚生連」、逆に、3%に満たないのは「船員保険会」「健康保険組合およびその連合会」「国民健康保険組合」「学校法人」である《統計表第127表》。

2. 育児休業制度・育児休業取得状況

調査時点は「育児休業法」施行の6ヵ月前であり、この時点で育児休業制度が「ある」と回答した病院は67.4%（国立以外の病院については63.8%）である《統計表第126表》。

育児休業制度があり、かつ1990年度に出産者があった病院について、育児休業取得率（育児休業取得者数÷出産者数）は、平均58.8%である《表8》。育児休業取得率には病院間でかなりの差が見られ、育児休業利用者がまったくいなかった病

表8 育児休業制度の利用状況*

	出産者のうち 育休取得者	平均育休期間 (育休取得者について)
1990年実績	58.8%	6.5ヶ月
1986年実績	48.3	6.3

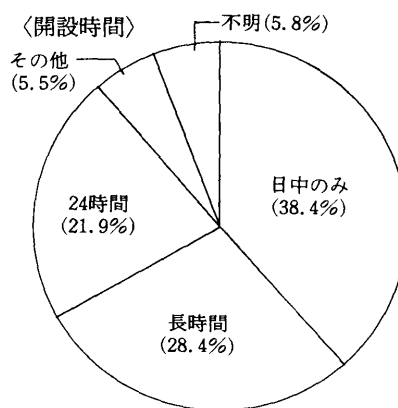
*育児休業制度のある病院について集計

院は16.4%（前回調査15.7%）、出産者のすべてが利用した病院は29.8%（同17.5%）である。平均育休取得率は前回調査より高く、平均取得期間ものびるなど、育児休業制度の利用が拡大したと見られる。

3. 施設内保育所

病院内に看護職員が利用できる保育施設を開設している病院は38.1%で《図10》、前回調査(34.9%)より増加した。保育所の開設時間帯は「日中のみ(8時間未満)」が最も多いが、看護職員の不規則な交替制勤務に対応して「長時間」「24時間」保育を行っている保育所が約半数にのぼる。また、「その他」には、週のうち何日かを長時間、

図10 施設内保育所の開設時間



施設内保育所のある病院 (%)

